

県内高校と連携した I T 人財の定着推進業務委託仕様書（案）

1 業務委託名

県内高校と連携した I T 人財の定着推進業務

2 委託業務の目的

県内高校と連携し、県内 I T 企業が高校生に対して I T 分野の実践的な出前授業を実施することにより、県内高校生の I T 関連産業への興味・関心を高め、高校生の I T 分野における県内就職を促進することを目的とする。

3 委託業務の概要

県内高校に在籍する生徒を対象として、県内 I T 企業の技術者等が講師となり、I T 関連スキルに加え、D X に関する基礎知識を身につけるための出前講座を以下のとおり実施する。

(1) 本業務を実施する高校

青森県立青森商業高等学校、青森県立弘前実業高等学校、青森県立三沢商業高等学校、青森県立八戸商業高等学校のうちいずれかの高校

(2) 出前講座の内容

I T 関連スキルと D X に関する基礎知識について、座学や実習を交えながら学ぶ内容とする。

(3) 出前講座の回数

原則として、6 回以上実施する。

(4) 高校との調整

本業務の実施に当たっては、出前講座の内容、実施時期、実施回数等について、高校と十分に協議を行い、効果的な内容とするよう努めること。

4 仕様書の内容の変更

発注者は、上記 2 の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

5 成果品及び納入場所等

(1) 成果品 業務実施結果報告書 書面 1 部及び電子データ

(2) 納入場所 青森県総合政策部 D X 推進課

(3) 摘要

- ・様式は任意とし、実施した業務内容、その他業務に関し実施した事項を記載するものとする。
- ・成果品については、発注者の判断で公開できるものとする。

6 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

(1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。

(2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者とが協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。